

## 地域活性化モデルケースFAQ

Q1. 選定された場合のメリットは何ですか？

A1. モデルケースごとに活用する政策パッケージに応じて関係省庁の担当課長を集めた政策対応チームを組織し、提案された計画の具体化に向けてワンストップで総合的なコンサルティングが受けられます。

また、必要な税財政上・金融上の支援等については、平成 27 年度予算・税制改正等を通じて実現するとともに、モデルケースを通じて浮かび上がった課題を解決するため、法律改正を含む制度改正を検討します。

Q2. 応募主体はどうなりますか？

A2. 取組テーマの「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」については、原則は市区町村の提案となります。

取組テーマの「地域産業の成長・雇用の維持創出」については、原則、民間企業・民間団体と地方公共団体（都道府県・市区町村いずれでも可）の連名での提案でなければ応募できません。

Q3. 提案書に公印は必要ですか？

A3. 必要ありません。

Q4. 今後のモデルケース選定までのスケジュールは？

A4. 4月21日（12：00 必着）に募集を締め切り、その後書面審査・ワーキングチームによるヒアリング等を実施し、5月中に選定を予定しています。

Q5. 次年度以降の追加募集はありますか？

A5. 現在のところ未定です。モデルケースへの応募を検討している自治体等は是非今回提案してください。

Q6. 提案するにあたり、複数のテーマをパッケージとして提案する必要がありますか。もしくは、一つのテーマに特化した形で提案することも可能ですか？

A6. フルパッケージである必要はありませんが、地域の実情を踏まえたいくつかの施策をパッケージとしていただくことを想定しています。

Q7. どのくらいの数を採択（選定）する予定ですか？

A7. 現在のところ未定です。提案数やその内容によって変わってくると考えられますが、選定後のプロセスを考えると一定数に制限されると想定しています。

Q8. 関連する補助金の優先採択など、財源的な支援はありますか？

A8. モデルケースに適用する予算枠を事前に定めているわけではありませんが、関係省庁の担当課長を集めた政策対応チームにより、計画の実現に向けて、提案された政策パッケージに係る補助金等活用の実施していく予定です。

Q9. モデルケースで規制緩和の提案をする場合、構造改革特区や総合特区との関連はどのようになりますか？

A9. 構造改革特区を活用した規制緩和も含めて提案をしていただくことも可能です。モデルケースとして選定された場合は、特区担当者も含めて相談させていただきます。